

奈井江町

不妊治療（先進医療）費等助成事業のご案内

保険適用の不妊治療と併用して自費で実施される**先進医療の治療費**の一部と、その治療のために要した**交通費**を助成します。

★対象：先進不妊治療を受けた夫婦で、次の（１）～（４）の要件すべて満たす方

- （１）治療開始時の妻の年齢が 43 歳未満である夫婦
- （２）夫婦のいずれかが治療終了時及び申請時において奈井江町の住民基本台帳に登録されている方
- （３）婚姻をしている夫婦（事実婚関係にある方も含む）
- （４）他市町村で同一の治療に対し助成を受けていない方、または受ける見込みがない方

★対象となる治療等

【１】医療保険適用の不妊治療と併用して実施された先進医療（厚生労働省で承認されている医療機関での治療）

※現時点で告示されている先進医療は下記のとおりです

子宮内膜刺激術（SEET 法）、タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養、子宮内膜擦過術（子宮内膜スクラッチ）、ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICSI）、子宮内膜受容能検査 1（ERA）、子宮内細菌叢検査 1（EMMA/ALICE）、二段階胚移植術、子宮内細菌叢検査 2（子宮内フローラ）、子宮内膜受容能検査 2（子宮内膜受容期検査）（ERpeak）、強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術（IMSI）、膜構造を用いた生理学的精子選択

【２】治療のために要した交通費

自宅から医療機関までの移動に要した交通費（ただし、自宅から医療機関までの距離が片道 25 km を超える場合に限りです）

★助成額

【１】治療費

先進医療にかかった自己負担額の 7 割（35,000 円を上限）を助成します（妻の治療開始年齢が 40 歳未満は通算 6 回、40 歳以上は通算 3 回まで）

【２】交通費

治療費の交付 1 回につき 5 回までの交通費

（例）25 km を超えて 50 km まで 1,430 円

★申請に必要なもの

- （１）奈井江町不妊治療（先進医療）費等助成事業受診等証明書
- （２）先進不妊治療を実施した医療機関が発行した治療費の領収書等の写し
- （３）夫婦の住所を確認できる書類（夫婦の一方が町外在住の場合）
- （４）夫婦それぞれの被保険者証等の写し
- （５）事実婚関係に関する申立書（事実婚関係の夫婦のみ）

※申請は、治療終了日の翌日から 90 日以内とします。



申請・相談／お問い合わせ

奈井江町保健センター 電話 6 5 - 2 1 3 1